

転出・転入・転居の各種手続き

| 引っ越しする日までに転出届を出してください | | |
|---------------------------|---|--|
| 能代市から他の市町村へ住所を移すとき | 印鑑登録している人 | 印かん登録証明書（カード）は使用できなくなります。返してください。 |
| | 国民年金に加入（※第1号被保険者）している人 | 年金手帳を持ってきて手続きをしてください。 |
| | 国民健康保険に加入している人 | 保険証を持ってきて手続きをしてください。 |
| | 福祉医療の対象となっている人 | 手続きをして受給者証を返してください。 |
| | 老人保健医療の対象となっている人 | 手続きをして受給者証を返してください。 |
| | 児童手当を受けている人 | 児童手当消滅の手続きをしてください。転入の際に使用しますので所得証明を税務課で発行してもらってください。 |
| | 小・中学生の子どもがいる人 | 学校から在学証明書、教科書給与証明書をもらってください。 |
| 介護保険の保険証の交付を受けている人 | 手続きをして保険証を返してください。 | |
| 転入をした日から14日以内に転入届を出してください | | |
| 他の市町村から能代市へ住所を移したとき | 国民年金に加入（※第1号被保険者）している人 | 年金手帳を持ってきて手続きをしてください。 |
| | 国民年金を受給している人 | 年金証書を持ってきて手続きをしてください。 |
| | 国民健康保険に加入する人 | すでに加入している世帯に入るときには、その世帯の保険証を持ってきてください。本人以外は印かんが必要です。 |
| | 福祉医療の手続き | 健康保険証、所得証明、身体障害者手帳を持ってきて手続きをしてください。 |
| | 老人保健医療の手続き | 健康保険証を持ってきて手続きをしてください。 |
| | 児童手当を受けている人 | 児童手当用の所得証明を持ってきて手続きをしてください。 |
| | 小・中学生の子どもがいる人 | 前の学校で発行した在学証明書、教科書給与証明書を持ってきて手続きをしてください。 |
| 介護保険の認定を受けている人 | 前の市町村で介護保険受給資格証明証をもらった人は、受給資格証明証を持ってきて手続きをしてください。 | |
| 転居をした日から14日以内に転居届を出してください | | |
| 能代市内で住所を移すとき | 国民年金を受給している人 | 受給している人は、年金証書を持ってきて手続きをしてください。 |
| | 国民健康保険に加入している人 | 住所を直しますので保険証を持ってきてください。 |
| | 福祉医療の対象となっている人 | 住所を直しますので受給者証を持ってきてください。 |
| | 老人保健医療の対象となっている人 | 住所を直しますので受給者証を持ってきてください。 |
| | 児童手当を受けている人 | 住所変更の手続きをしてください。 |
| | 小・中学生の子どもがいる人 | 学校から在学証明書、教科書給与証明書を発行してもらってください。転居届をした後に、それを持ってきてください。 |
| | 介護保険の保険証の交付を受けている人 | 住所を直しますので保険証を持ってきてください。 |

◎転出・転入・転居届に印かんは使いません（ただし、委任された人は委任者の印かんを持ってきてください）。
 ※第1号被保険者…20～60歳未満の自営業・学生など

届け出は14日以内に うっかり住民異動の届け出を忘れると、いろいろ困ることがあります。引っ越しをしたら14日以内に届け出を済ませましょう。

☆水道の開栓・閉栓の手続きは、水道局（☎52-5221）へ

☆高校入学手続きのための住民票の申請

- 市内の高校へ入学する人…各高校へ交付申請書を提出してください。
- 市外の高校へ入学する人…直接、戸籍住民係の窓口へ請求してください。